

日本入国時の検疫措置について

【ポイント】

2月14日に日本で施行された政令により、検疫法で定められた以下の措置が日本への入国時に実施する検疫において実施され得ることとなりましたので、在留邦人の皆様に、ご参考までにお知らせいたします。

【本文】

2月14日に日本国内で施行された「新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令」（令和2年政令第28号）及び「検疫法施行令の一部を改正する政令」（令和2年政令第29号）により、新型コロナウイルス感染症の病原体が国内に流入することを防止するため、検疫法で定められた以下の措置が、日本への入国時に実施する検疫において実施され得ることとなりましたので、在留邦人の皆様に、ご参考までにお知らせいたします。なお、本件措置は、疑似症患者及び無症状病原体保有者についても、新型コロナウイルスの患者とみなされる由です。

（1）隔離

検疫所長（検疫官）は、検疫において新型コロナウイルス感染症の患者を確認した場合、当該患者を隔離（感染症指定医療機関に入院を委託して実施）することができる。

（2）停留

検疫所長（検疫官）は、検疫において新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者を確認した場合、当該感染したおそれのある者を停留（感染症指定医療機関等に入院を委託して実施、又は宿泊施設若しくは船舶内に収容して実施）することができる。

厚生労働省からの施行通知：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596291.pdf>

その他の日本政府の取り組みについては、下記をご参照ください

厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸新型コロナウイルス感染症対策本部

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

首相官邸新型コロナウイルスに関する情報（英文）

http://japan.kantei.go.jp/ongoingtopics/_00011.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

在パース日本国総領事館

電話：+61-8-9480-1800

ホームページ： <http://www.perth.au.emb-japan.go.jp/>

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から
手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>